

# 東千葉メディカルセンター検査試薬・消耗品調達業務 仕様書

令和6年4月  
地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター

## 1. 件名

東千葉メディカルセンター検体検査試薬・消耗品調達業務

### (1) 試薬・消耗品

- ア 別紙 入札書（様式 6-1～6-18）に示す大区分毎に契約することとし、1年間の予定使用数を参考として、見積すること。
- イ 別紙 入札書（様式 6-1～6-18）に示すとおり、各分野の項目は指定の処方とすること。

## 2. 契約期間

令和6年6月1日から令和7年3月31日まで

## 3. 契約に関する要件

### (1) 目的

東千葉メディカルセンター（以下「当センター」という。）の検査部において、迅速かつ精度の高い検査データを提供し、効率的・経済的な検査部門運営を実現できる体制構築を目的とする。

### (2) 契約履行場所（物品納品場所）

東千葉メディカルセンター1階 検査部

### (3) 契約対象範囲

当センター内で実施する、生化学検査、免疫検査、血算検査、凝固検査、尿一般検査、輸血検査のうち、契約対象検査項目と年間予定使用数を別紙に示す。

### (4) 調達物品の備えるべき性能および数量

- ア 本件調達物品については、別紙の要件を満たす性能および数量とすること。また、すべての調達物品は未使用品であること。
- イ 応札に関しては、仕様書に記載されている当センターの要求事項を十分に熟読し、当該仕様を満たす検査試薬・消耗品を用いること。同等機能による代替商品・代替構成については不可とする。

### (5) 調達物品の納品

- ア 契約業者は、当センターに対して、承認を受けた内容に基づき、指定された日時および方法により、調達物品を納入・設置すること。
- イ 建物等を破損した場合は、当センターへ速やかに報告し、補修を行うこと。
- ウ 本契約後、あらためて発注された物品および数量について納入・設置すること。
- エ 発注と納品方法は、当センターと協議の上、対応すること。
- オ 納品書の他に、物品名・製造番号・メーカー名・使用期限・納品数を用いた検査試薬台帳の作成に協力すること。

### (6) 契約方式（支払方法）

- ア 品目ごとについて単価契約を締結する。入札単価に消費税等を加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を契約単価とする。
- イ 発注を受けてから、原則として5日以内に納入すること。なお、緊急の場合はこの限りでない。年末年始等、長期にわたる休日においても同様とする。
- ウ 当該仕様を満たす物品の引渡しを受けた後、適法な請求書を受理した日から30日以内に支払う。
- エ 単価契約を結んだ検査試薬等について、入札書に示す予定使用数の購入を約束するものではない。

### (7) 契約に関する事項

別紙 検査試薬・消耗品一覧に記載のない検査試薬・消耗品がある場合は、その都度見積書を提出し、当センターが許可のうえ、納品する。

#### 4. 契約業者の責務

契約業者は本契約業務を遂行するにあたり、当センターが利用者に医療サービスを提供するものであることを十分認識し、常に患者サービスの向上を心がけるとともに、身だしなみ、言葉遣い等の接遇にも細心の注意を払いつつ、次の事項に留意して契約業務が円滑に処理できるよう万全を期すこと。

##### (1) 関係法令の遵守

本業務の遂行にあたって、契約業者は、関連する企業の従事者を指揮監督するとともに、各種関係法令を遵守し、本業務の継続的・安定的な実施に努めなければならない。

##### (2) 契約業者の服務

ア 契約業者は、担当業務に精通するとともに、品位ある清潔な服装を心がけ、患者等に接する場合は、言葉等に注意し、明朗・親切にすること。また、業務に際しては業務遂行に適した服装および名札を着用すること。

イ 契約業者は、契約書および仕様書に基づき業務に従事すること。また、当センターおよびその付近に地震、火災、その他の事変が発生した場合、関係者への連絡は臨機応変な措置をとらなければならない。

##### (3) 守秘義務

契約業者および業務従事者（以下、「契約業者等」という。）は、業務上知り得た医療上・技術上の情報を契約履行の目的以外に使用してはならない。また、患者等のプライバシーに関わる秘密を第三者に漏らしてはならない。これは、契約の解除および期間満了後においても同様とする。

##### (4) 信用失墜行為の禁止

契約業者等は、当センターの信用を失墜させるような行為をしてはならない。

##### (5) 帳票類の持ち出し禁止

契約業者等は、本業務に係る帳票類および電子媒体等による記録類を当センターの許可なく持ち出してはならない。

##### (6) 安全確保の徹底

当センターへの定期的な物品供給時にあつては、患者および利用者、来訪者の安全確保に細心の注意を払うこと。

##### (7) 賠償責任

ア 本契約業務による被害が生じ、調査の結果その責が契約業者等にあることが判明した場合は、契約業者は、その損害を賠償しなければならない。

イ 業務の遅延によって当センターにおける検査部門運営に影響が生じた場合、契約業者はその損害を賠償しなければならない。

##### (8) 調査報告および業務改善

当センターは、本契約業務に関して調査または報告を求め、必要がある場合は資料提出および改善を求めることができる。この場合、契約業者は直ちに提出およびこれに対する報告をしなければならない。

##### (9) 当センターが実施する事業への協力

契約業者等は、当センターから施設管理運営上必要な事業および調査等について協力依頼があった場合は、可能な限り協力すること。

#### 5. 業務実績の報告

契約業者は、当センターの求めに応じて、業務実績の報告を行うこと。

6. 契約の解除

当センターは、本仕様書に記載されている事項が誠実に履行されていないと認めたときは、契約期間中であっても契約を解除できることとする。

検査機器の老朽化により、検査機器の使用を廃止するときは、これに使用する検査試薬ならびに消耗品について、契約期間中であっても契約を解除できることとする。

7. 駐車場利用の件

業務に必要な契約駐車場は、当センターの許可のもと使用するものとする。

8. 原状回復義務

契約業者は、契約期間が満了したとき、また当センターが契約解除を行った場合は、速やかに原状回復を行うこと。なお、契約業者の変更にあつては、十分に新たな契約業者との引継ぎ業務を行い、病院運営に混乱および支障をきたさないように対処すること。

10. 準備業務

契約業務を開始するに伴って発生する準備業務については、当センターと積極的に連携を図り、確実な業務立ち上げを行うこと。

11. 疑義の解釈

本仕様書および契約書に記載のない事項に関して疑義が生じた場合は、当センターと契約業者とで協議する。